

## 2. 森林経営管理制度に基づく所有森林に関する意向調査結果

### 1. 調査の目的

平成31年4月に施行された「森林経営管理法」では、森林所有者が自ら管理する事が困難な森林について、市と森林所有者が相談した上で森林経営と管理の方針を定め、市がその森林の経営管理を受託することが可能となります。

市ではこの法律に基づく「森林経営管理制度」を活用した森林の適正管理と資源の有効活用を推進する事を検討しており、その基礎資料とするため市内に人工林を所有する方を対象として意向調査を実施しました。なお、森林組合や(一社)島根県林業公社などが管理している人工林は今回の調査対象から除外しています。

### 2. 調査概要

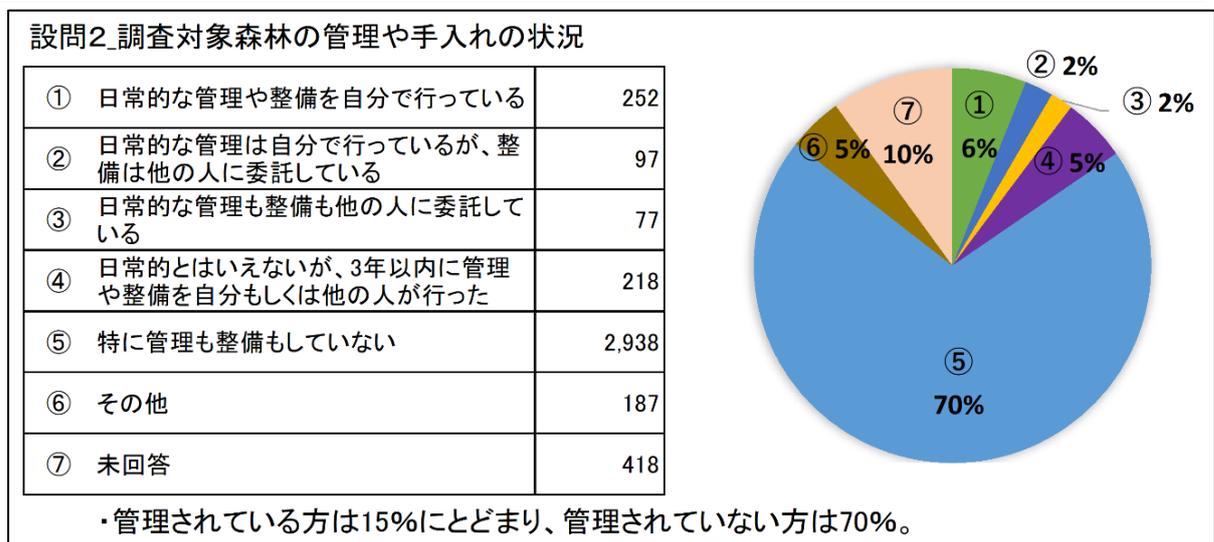
#### 1) 実施内容及び回収状況

調査名	森林経営管理制度に基づく所有森林に関する意向調査
調査対象者	雲南市内にスギ・ヒノキなどの人工林を所有する者 (令和5年3月時点の「林地台帳」に登載されている人工林所有者)
配布方法	郵送
回収方法	返信用封筒
実施期間	令和6年4月1日～令和6年8月31日
発送数	9,687件
回答数	4,067件 (42.0%)
未回答数	3,624件 (37.4%)
宛先不明数	1,996件 (20.6%)

#### 2) 調査項目

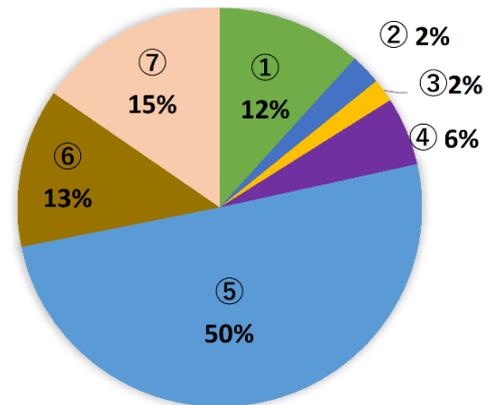
- ①人工林の所有状況について
- ②森林管理の状況について
- ③保育整備等の内容について
- ④今後の森林経営について

### 3. 主な調査結果



#### 設問4\_調査対象森林の今後の経営や管理について

① 自分で経営や管理をしていきたい	497
② 既に他者に委託している	106
③ 自分で委託先を探し、経営や管理を委託	80
④ 他者に委託したいが、委託先が分からない	237
⑤ 市に経営や管理を委託することを検討したい	2,152
⑥ その他	551
⑦ 未回答	655



・市に経営や管理委託したい方が50%を占める。

#### 4. 考察と検討方向

- ・所有森林の日常的な見回りや間伐などの手入れについては、70%の方が実施されていない状況にあり、このことが森林荒廃の一因であると推察されます。
- ・こうした中、今後の森林経営や管理の方法については、他者や市への委託を希望される方が58%を占めていますが、現状の立木価格では収益が見込める森林がばかりではないため、委託を希望される森林毎に収支シミュレーションを行いながら森林管理の方法等を検討する事が重要です。
- ・そのためには、対象森林の面積と生育状況、自然条件や社会条件等を基に森林経営の適否や森林整備の緊急性等を判断するための基準などを作成するとともに、必要な支援施策の検討を行い、具体的な方向性を示したいと考えています。